

土浦市監査委員告示第7号



住民監査請求に基づく勧告（令和4年3月18日付け土監発第21号）について、別紙のとおり土浦市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づく通知がありましたので、同項の規定に基づき公表します。

令和4年5月9日

土浦市監査委員 藤 田 雪 絵

土浦市監査委員 内 田 卓 男





土市活発第 161 号

令和 4 年 4 月 26 日

土浦市監査委員 藤田 雪絵 殿

土浦市監査委員 内田 卓男 殿

土浦市長 安藤 真理子



住民監査請求に基づく勧告に係る措置の実施について

地方自治法第 242 条第 9 項の規定により住民監査請求に基づく勧告に係る措置を下記のとおり実施したので、同項の規定により通知します。

記

1 勧告年月日 令和 4 年 3 月 18 日

2 勧告内容

土浦市長に対し、令和 4 年 4 月 30 日までに、土浦市地区長連合会補助金のうち研修会の費用として交付した 112,000 円に係る部分の決定を取り消し、土浦市補助金等交付規則第 17 条の規定により土浦市地区長連合会に返還を求めるよう勧告する。

3 措置年月日 令和 4 年 4 月 15 日

4 措置内容

当職は、土浦市地区長連合会に対し、令和 4 年 4 月 15 日に 112,000 円に係る部分の決定を取り消し、土浦市補助金等交付規則第 17 条第 2 項に規定する加算金を加えた額を請求した。令和 4 年 4 月 18 日に全額の支払があった。